

# 茂原税務署からのお知らせ

## 確定申告は自宅から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

### 必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
  - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
  - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン  
　　スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

### 確定申告書等作成コーナー

「作成コーナー」  
で検索または  
こちらから↓

推奨ブラウザ



Safari

Google  
chrome

### マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル  
連携の詳細は  
こちらから↓



アプリ  
「マイナポータル」



## 税理士による無料申告相談 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年2月2日(月)	いすみ市役所 大原庁舎	いすみ市大原7400-1
令和8年2月3日(火)	御宿町役場	御宿町須賀1522
令和8年2月4日(水)	勝浦市役所	勝浦市新官1343-1
令和8年2月5日(木)	白子町役場	長生郡白子町関5074-2
令和8年2月6日(金)	長柄町役場	長生郡長柄町桜谷712
令和8年2月9日(月)	大多喜町役場 中庁舎保健センター	夷隅郡大多喜町大多喜93
令和8年2月10日(火)	いすみ市岬公民館	いすみ市岬町長者22
時 間		対 象 者 <sup>(注1)</sup>
午前9時30分 から 午後4時まで (受付は午後3時まで)		・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 <sup>(注2)</sup>
※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。		

### そ の 他

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、茂原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額

(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

# 確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	茂原税務署	千葉県茂原市 高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	【受付】午前8時30分から午後4時まで 【相談】午前9時から午後5時まで
必要なもの		案内図	
<p>① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)</p> <p>② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>利用者証明用電子証明書(数字4桁)</li><li>署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)</li></ul> <p>③ スマートフォン</p> <p>④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類</p>			

## オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 2月16日(月)～3月16日(月)までの期間中、茂原税務署の駐車場は予約者用となります。
- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加は  
こちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

### 有効期限

► 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

### 失効

► 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります



#### JPKI利用者ソフト

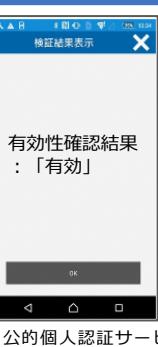
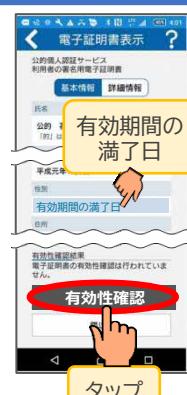
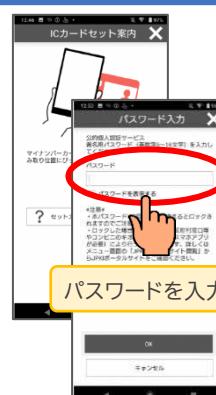


アプリはこちらから

iPhone



Android



※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

【宛先】〒262-8507 千葉県花見川区武石町1-5-20  
東京国税局業務センター千葉西分室(茂原税務署)

【問合せ先】〒297-8501 茂原市高師台1-5-1 Tel 0475(22)2166(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## 申告書等の郵送での提出先